

非正規雇用などの労務管理にお悩みはありませんか

～事業場訪問や社内研修会で現場のお悩み改善をお手伝い致します～

近年、労働者のほぼ5人に2人が非正規雇用労働者（パートタイム労働者、期間契約社員、派遣社員等）となっています。非正規労働者は生活時間に応じた働き方が選択できるメリットがある反面、その就業形態から実際に職場でのトラブルも多く、労働局にも多くの相談が寄せられています。

福岡労働局では、非正規雇用労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化のために、「非正規雇用労働条件改善指導員」が事業場を訪問し、労働条件等に関する助言・相談、講師派遣を無料で行っていきます。

非正規雇用労働条件改善指導員は、労働関係法令に関し知識と経験を有する者の中から、福岡労働局長が任命し、非正規労働者の労働条件・安全衛生に関する相談・助言を行います。

指導員は守秘義務を負っていますので、相談した内容が外部に漏れることはありません。また、相談を受けた内容に基づいて、資料の提示を求めるなど監督行為に結びつけることはいたしませんので、どうぞご心配なくご相談ください。

- パートやアルバイトを採用する時も、労働条件を書面で明示するのか？
- 労働日数の少ないパートにも年次有給休暇を与えなければならないのか？
- パート、アルバイトに対し残業は何時間までやらせていいのか？
- パートの割増賃金はどのように計算すればいいか？
- 高齢者を雇う場合は、最低賃金を下回ってもよいのか？
- 高校生をアルバイトで雇う際の注意点は？
- 所定労働時間が6時間以内なら休憩を与えなくていいのか？
- 就業規則はあるが、パートに適用する規定がないが問題ないか？
- パート、アルバイト、契約社員にも健康診断は必要か？
- アルバイトが勤務中・通勤途中で事故にあってしまった。どうしたらよいか？
- 有期契約労働者が5年を超えたら、無期に転換しなければならないのか？

例えば
こんな時



お問合せ
お申込先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
福岡労働局労働基準部監督課 担当：並川・遠藤 TEL 092-411-4862

「非正規雇用労働条件改善指導員」利用申込書

福岡労働局監督課 行き（FAX：092-475-0183）

会社(団体)名 _____ 業種 _____

所在地 _____ 電話 _____

ご担当者氏名 _____

助言・相談、講師派遣を求められる内容（簡単にご記入ください。）

パートタイム労働者の年休は何日？

Aさん



<相談内容>

私は、商業施設で働いています。1年契約で更新ありのパートタイム労働者です。これまで2回契約が更新されています。入社時点から通算すると、現在、勤続2年11ヶ月目です。週5日勤務で、1日の所定労働時間は7時間です。

このたび、私は、契約更新せず、期間満了で退職しようと考えています。今期の年次有給休暇の残日数は、前期からの繰越の3日を含めて15日だと思います。

しかし使用者は、契約更新に際して前期に発生した年次有給休暇は消滅しているの、今期に発生した12日分しか有給休暇を認めないと言っています。

どうすればよいのでしょうか？

<助言・指導>

- ① 有期契約（期間の定めのある契約）であっても、週5日以上勤務又は1週30時間以上労働させている場合には、一般の労働者と同じ日数の年次有給休暇が発生します。
- ② 年次有給休暇が発生した当該年度中に行使されなかった権利は、次年度に繰り越されます。
- ③ 年次有給休暇は、2年間行使しないときは、時効によって消滅します。
- ④ 有期労働契約が更新され、実質的に労働関係が継続している場合は、更新時点で有給休暇が消滅するのではなく、有給休暇の残日数は繰り越されるものと解されます。



※Aさんは、15日の年次有給休暇の権利がありますので、年次有給休暇を請求し、取得することが可能です。

お問合せ
お申込先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
福岡労働局労働基準部監督課 担当：並川・遠藤 TEL 092-411-4862